

別添

労審発第579号
平成22年3月30日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄

平成22年2月18日付け厚生労働省発基労0218第2号をもって
諮問のあった「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につ
いては、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 22 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 22 年 2 月 18 日付け厚生労働省発基労 0218 第 2 号をもって
労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のと
おり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 22 年 3 月 30 日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成 22 年 2 月 18 日付け厚生労働省発基勞 0218 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。